



広報 みなみおくに

町の人口

62年12月末現在

総人口 5,355人 △7

男 2,556人 △2

女 2,799人 △5

世帯数 1,349戸 △1

発行 南小国町役場 TEL42-1111 印刷 (有)太陽印刷社 TEL42-0388

祝 成人

No. 291



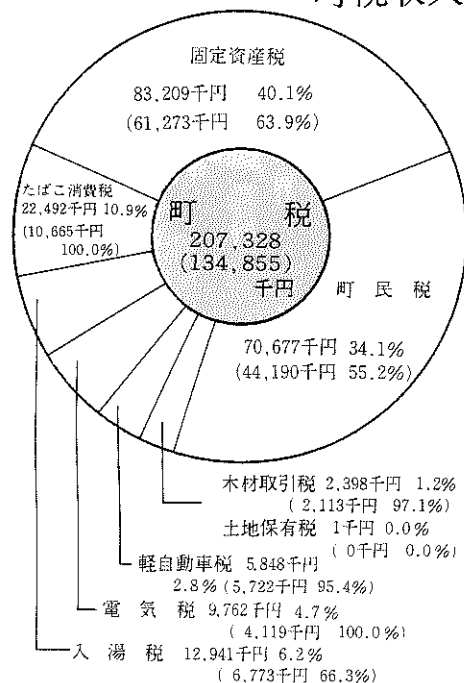
1988

2月号/63

昭和62年度(上半期) —

政事情の公表

町税収入の状況



- ◎上段数値は9月30日現在予算額と町税における構成比を示します。
 ◎下段()書き数値は、9月30日現在における収入済額と調定額に対する徴収率を示します。

▶一般会計歳入◀

構成比	予算に対する執行率	予算額(執行額)	区分
%	%	1千円	
0.0	0.0	(0)	交通安全対策特別交付金
0.2	73.4	(4,831 3,544)	寄附金
0.5	51.1	(10,754 5,498)	諸収入
0.6	52.5	(13,000 6,821)	自動車取得税交付金
0.7	47.9	(14,877 7,128)	使用料及び手数料
1.3	24.4	(29,445 7,197)	分担金及び負担金
1.5	24.4	(34,500 8,432)	地方譲与税
2.1	57.6	(48,237 27,791)	財産収入
4.4	0.0	(100,000 0)	繰越金
5.6	0.0	(126,831 50)	繰入金
9.2	65.0	(207,328 134,855)	町税
9.4	6.8	(211,682 14,343)	国庫支出金
10.3	0.0	(233,701 0)	町債
10.5	3.0	(238,242 7,114)	県支出金
43.7	48.3	(988,273 477,601)	地方交付税
100.0	31.0	(2,261,702 700,374)	計

〔地方債現在高〕

(単位:千円)

区分	昭和61年度末現在高(A)	昭和62年度上半期元利償還金			差引現在高(A)-(B)
		元金(B)	利子	計	
一般会計分	1,499,551	73,310	48,691	122,001	1,426,241
簡易水道事業分	78,423	1,764	2,578	4,342	76,659
営農用水事業分	32,067	2,484	867	3,351	29,583

〔一時借入金の状況〕

一時借入金とは、歳計現金に一時的に不足を生じた場合、その資金繰りのためにされる借入金ですが、昭和62年9月30日現在借入残高はありません。

財政事情の公表は、町民の皆さまに町財政の現況をお知らせすることによって、町財政の実態についてご理解を深めていただくと共に今後の町発展についてご協力を得るため毎年度二回定期的に公表するもので、今回は、昭和六十二年九月三十日現在における一般会計及び特別会計の予算とその収支現況並びに地方債の状況等をお知らせいたします。



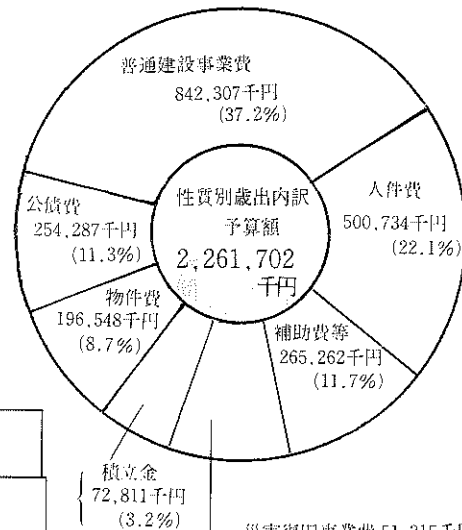
財

▶一般会計歳出◀

区 分	予 算 額 (執行)	予算に 対する 執行率	構成比
諸 支 出 金	1 千円 (0)	0.0	0.0
予 備 費	15,000 (0)	0.0	0.7
商 工 費	28,863 (7,457)	25.8	1.3
災害復旧費	51,315 (107)	0.2	2.3
議 会 費	53,310 (23,606)	44.3	2.3
消 防 費	72,071 (46,191)	64.1	3.2
衛 生 費	78,590 (34,921)	44.4	3.5
民 生 費	156,527 (83,556)	53.4	6.9
公 債 費	254,587 (122,002)	47.9	11.2
土 木 費	264,002 (65,748)	24.9	11.7
総 務 費	338,308 (126,090)	37.3	15.0
教 育 費	473,040 (88,864)	18.8	20.9
農林水産業費	476,088 (39,919)	8.4	21.0
計	2,261,702 (638,461)	28.2	100.0

公債費 254,287千円の内 155,085千円は過疎債12,984千円は辺地債であり、過疎債については70%、辺地債については80%が普通交付税に算入されますので、実質町持分は残り30%と20%となります。

歳出の状況



災害復旧事業費 51,315千円(2.3%)
 扶助費 19,821千円(0.9%)
 繰出金 26,212千円(1.2%)
 維持補修費 14,128千円(0.6%)
 予備費 15,000千円(0.7%)
 貸付金 2,940千円(0.1%)
 投資及び出資金 337千円(0.0%)

〔特別会計の状況〕

(単位：千円)

区 分	歳 入		歳 出		差 引 (A-B)
	予 算 額	収入済額 A	予 算 額	支出済額 B	
国民健康保険特別会計	435,042	123,751	435,042	149,309	△25,558
老人保健特別会計	394,414	141,192	394,414	127,929	13,263
簡易水道事業特別会計	55,936	13,688	55,936	8,989	4,699
営農用水事業特別会計	15,830	8,033	15,830	10,122	△ 2,089
農地保有合理化促進事業特別会計	16,782	0	16,782	0	0

税だより

◎青色申告のお勧め

二月十六日から三月十五日までは、所得税の確定申告の時期です。処で、所得税に『青色申告』という制度があるのを御存知でしょうか。

これは、事業所得や不動産所得又は山林所得のある人が一定の帳簿に毎日の取引を記録し、その記録に基づいて申告すれば、所得や税額の計算の面で色々有利な取扱いが受けられるという制度です。

まだ、この制度を御利用でない方には是非お勧めします。節税につながることは勿論帳簿を付けることにより、経営の合理化にも大変役立ちます。手続は簡単です。三月十五日までに『青色申告承認申請書』を阿蘇税務署に提出して頂くだけで結構です。



◎所得税の確定申告は

二月十六日～三月十五日

○当町に於ける税務署からの出張納税相談は次の通りです。

期日 三月二日～四日

場所 管理センター

時間 午前九時～午後四時

○該当者には相談日を御案内してありますので、必要書類を御持参の上、必ず御来場の上、相談を受けて下さい。

○申告書等の送付を受けていない方でも、申告の必要な方は相談会場において下さい。

○事業所得、不動産所得又は山村所得のある白色申告者の方は、確定申告書に『収支内訳書』を添付することが義務付けられていますので、ご注意ください。

青色申告で正しい記帳を



◎贈与税の申告は

二月一日～三月十五日

○贈与税の出張納税相談日は次の通りです。

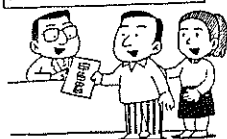
期日 二月三日(水)

場所 管理センター

時間 午前九時～午後四時

贈与税の申告をお忘れなく

贈与税 2月1日～3月15日



○所得税の納付は、銀行や農協から自動的に納税する『振替納税』で、また、還付金の受け取りは、安全・確実な銀行等の口座を利用しましょう。

◎所得税及贈与税の申告相談日程表

税 目	場 所	期 日	時 間
贈 与 税	管理センター	2 月 3 日 (水)	午前9時～午後4時
所 得 税	〃	3月2日(水)～3月4日(金)	〃

◎住民税の申告相談日程表

(時間：午前9時～午後4時)

期 日	場 所	対 象 地 区 名
2月22日(月)	管理センター	田中・千光寺・竹の熊・新町・上町・本町・下町・里組
2月23日(火)	〃	赤馬場・脇戸・矢津田・杉田・鬼山・馬場全域
2月24日(水)	〃	旧波居原小学校下全域
2月25日(木)	〃	上中原・中中原・下中原
2月26日(金)	〃	滝下・平瀬・樋の口・中湯田・湯田・古賀・矢田原
2月27日(土)	〃	満願寺小学校下全域
2月29日(月)	〃	吉原・星和小学校下全域
3月1日(火)	〃	黒川・田の原・大谷山・瀬の本・小田・白川

大丈夫？あなたの火の用心

春の全国火災予防運動 2月29日～3月13日

寒さが身にしみ込む季節になりました。何かと火を使うことの多いこの時期は火災が発生しやすくなります。二月二十九日からは、春の全国火災予防運動が始まりますが、「大丈夫ですか、あなたの火の用心。」少しでも気になったら火の元を確かめる、こうした日頃の努力が生命と財産を守ります。

出火原因の大半は

あなたの注意で防げる

ところで出火原因ですが、火の不始末などが大半を占め、たばこの火をはじめ、たき火、こんろ、火遊び、ストーブなどいずれも一人一人が気をつければ防げることばかりです。

消えたかな！

気になるあの火

もう一度

火の用心七つのポイント

1. 寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない。
2. 子供は、マッチやライター

交通災害

共済制度

あなたも見舞金を受けられます（くわしいことは役場におたずね下さい）

※交通事故とは……（道路交通法等の法規による）

- 航空機・船舶・汽車・電車
- モノレール・トロリーバス
- 自動車・原動機付自転車・自転車・その他の交通用具に起因し接触、衝突、脱線、転覆、転落等によって起った事故。

ただし、次の場合には対象になりません。

1. 全部を支払わない場合

○請求が事故発生の日から一年を経過したとき。

○自殺、無免許運転、飲酒運転（量の多少を問わず）、故意、天災、その他これに類するもの。

2. 全部又は一部を支払わない場合

○医師の指示に従わないとき

○不正に災害見舞金の支払いを受けようとするとき。

○法令に違反し、組合長が不適当と認めたとき。

※交通事故にあつたら……（すぐ役場へ）

○交通事故報告書を提出して下さい。（必要な書類は、警察の交通事故証明書）

※請求手続……（役場へ）

○治療がすんだら（長期の場合は、180日経過時点で）ただちに役場に申し出て、必要な書類を作成し請求して下さい。

○請求期限は事故発生の日から一年以内です。

第747回 共販状況報告

南小国町森林組合
昭和62年12月18日

樹種	長	級	径	高	値	中	安	値
ス	4	m	9～12	22,220	20,455	18,690		
			13～16	23,390	21,190	18,990		
			18～26	26,890	23,845	20,800		
			28～48	34,000	27,400	20,800		
	3	m	10～18	27,120	21,710	16,300		
			20～36	28,000	26,705	25,410		
	2	m	10～18	11,210	8,255	5,300		
			20～44	23,410	15,755	8,100		
ギ	6	m	13～16	29,990	25,995	22,000		
			18～					
ヒノキ	4	m	11～16	36,210				
			18～26					
			28～					
	6	m	13～16					
1本単価	4	m	～8	648	404	160		

第748回 共販状況報告

南小国町森林組合
昭和63年1月11日

樹種	長	級	径	高	値	中	安	値
ス	4	m	9～12	23,120	21,500	20,000		
			13～16	24,880	23,410	21,270		
			18～26	28,690	24,300	20,100		
			28～36	95,000	43,200	25,800		
	3	m	10～18	26,890	22,700	15,680		
			20～34	50,000	28,200	20,770		
	2	m	10～18	10,310	6,510	4,000		
			20～40	23,200	14,200	6,500		
ギ	6	m	13～16	32,610	27,620	21,000		
			18～40	155,000	31,000	24,610		
ヒノキ	4	m	11～16	54,390	42,610	31,160		
			18～26	64,400	55,100	46,890		
			28～					
	6	m	13～16	58,990				
1本単価	4	m	～8	682	460	240		

出荷玉数	14,401玉	出荷材積	855.376 ㎡
売上金額	18,292,710円	坪単価	1,269.571円

出荷玉数	16,622玉	出荷材積	1,291.743 ㎡
売上金額	27,261,422円	坪単価	2,108.994円

昭和六十三年度 熊本県

園芸技術研修の実施について

一、目的

近年の園芸の急速な進展に
対処して、園芸に関する高度
栽培技術を研修し、本県園芸
の中核的役割を担う技術指導
者及び園芸農業者の育成を図
り、本県農業に寄与すること
を目的とする。

二、研修の種類及び研修計画

種類	期 間	人 数
長期研修	昭和六十三年四月から 昭和六十四年三月まで (一年間)	二十名
中期研修	〃 (三月月六ヶ月)	若干名
短期研修	〃 (一ヶ月以内)	二百名

三、研修対象者

県内に居住する園芸技術指
導者及び園芸農業者

四、研修場所

熊本県農業試験場園芸支場
(菊池郡西合志町須屋)

五、申込期日及び入所期日

種 類	申 込 期 日	入 所 期 日
長期研修	三月十五日まで	四月上旬
中期研修	三月から十二月の 各月十五日まで	四月から月 の各月上旬
短期研修	随 時	随 時

六、研修内容

園芸生産における生産安定
技術・機械省力化技術を中心
とした合理的な園芸作経営に
関する講義及び実習とする。

七、経 費 等

研修料は、無料とする。宿
泊は各自確保すること。

八、申し込み

役場経済観光課

保健婦だより

乳児ボツリヌス症とは……

皆さんは、はちみつが引き
起こすと考えられる病気をご
存知ですか？ 新聞にも載り
ましたが、厚生省から乳児ボ
ツリヌス症予防のため、一歳
未満の子どもには、はちみつ
を与えないようにという通知
がありました。一歳未満の子
どもは、菌が腸で増殖しやす
いために、この病気がおこる

もので一歳をこえた子どもの
場合は心配ありません。

アメリカでは、市販のはち
みつの一〇〜一五％からボツ
リヌス菌が検出されており、
日本でも国産品、輸入品、菓
箱から直接とったのはちみつな
どの五・三％から菌が検出さ
れました。これまで、北米・
南米・ヨーロッパなどで約六
百五十人、日本でも二人が、
この病気にかかりました。

〔感染源〕ハチの足についた
泥や、みつをとる際、ハチに
ついた花の上のほこりななどか
ら、菌が混入するのではない
かといわれています。

〔症 状〕頑固な便秘が数日
続いたあと、元気がなくなつ
てお乳を吸う力や泣き声が弱
くなり、筋力が低下してだら
りとしてきます。ほうっぺら
いて、重症になった場合、呼
吸停止などで死亡すること
もあります。

乳児がはちみつを食べるこ
とはそれほど多くはないと思
いますが、菌が混入した同じ
はちみつを食べても発病しな
い子どももたくさんおり、ま

だ病気にについては、よく分か
っておりません。しかし、は
ちみつは赤ちゃんに不可欠の
食品ではないので、安全のた
めに一歳になるまで与えない
ようにしましょう。

児童手当は

二人目の児童から

支給されます!!

昭和六十三年四月一日から
次の方が児童手当が受けられ
ます。

●受給資格者

義務教育就学前の児童を含
む十八才未満の児童を二人
以上養育している方

●手 当 額

二人目 月額二、五〇〇円
三人目以降一人につき
月額五、〇〇〇円

●受給手続

昭和六十三年四月一日に新
しく対象となる方は、三月
三十一日までに手続きを済
ませて下さい。又、既に受
給者であつて四月一日から
第二子が追加される方も同
様に手続きをして下さい。

南小国町役場

人事異動紹介

▼発令63年1月11日

◆総務課長	和田 一介
◆経済観光課長	室原 昭博
◆建設課長	佐渡 信俊
◆教育課長	佐藤 国一
◆議会事務局長	佐藤 陽一
◆建設課長補佐	河津 幸治
◆財務課長補佐	佐藤今朝二
◆町民課長補佐	斉藤 康之
◆経済観光課長補佐	兼商工観光係長
◆町民課町民係長	河津 正純
◆経済観光課構造改善係長	加賀 公也
◆経済観光課林政係長	吉田三樹雄
◆経済観光課主査	佐野 泰憲
◆教育委員会主査	穴井 公明
◆町民課主査	井野 勝昭
◆財務課主査	村上 文秋
◆財務課主事	穴井 博文
◆財務課主事	武田二三男
◆総務課付	武石 益男

南小国町庁舎案内図

収入役室

木山明彦	室長
北里吉生	収入役
井野 誠	石橋由美

経済観光課

課長 室原昭博	課長補佐 河津正純	佐藤行哉	係長 麻生健一	穴井公明
宅野幸広	係長 吉田三樹雄	日田松夫	穴井秀房	係長 佐野泰憲
				山田貢三

建設課

課長 佐渡信俊	森 明治	日野泰利	河津 助
課長補佐 河津幸治	係長 田中佑一	北里博典	秋吉又夫

河津博文	坂本泰子
係長 岩下利雄	手嶋健治

町 長
橋 本
公

総務課

東 寛児	鞭馬幸助	安藤勝郎	嶋崎俊秀	係長 加賀勝也
麻生英子	鈴木美鈴	佐藤 徹	佐藤昭博	係長 藤井徳男

財務課

武田三三男	平野康則	穴井公明	係長 北 敬助	佐藤英男
加賀初代	杉 秀秋	佐藤信幸	係長 池田享司	課長補佐 佐藤秀朝二

町民課

斉藤幸一	ホームヘルパー 原西リツ子
橋本品子	係長 加賀公也

井 聖富	保健婦 金嶋功子	
仲摩一徳	村上文秋	係長 松本美和子

応 接 室

市原保育園

園長 北里嘉也	堀川幸子	古川洋子
徳丸マナ子	佐藤善子	黒川房子
河津裕子	俵 藤子	仲摩真理子
山本直美		

中原保育園

副園長 菊水さえ子	佐藤夏美	佐伯真里子
本田洋子		北里りえ子

黒川保育園

副園長 安武くに子	北里清代	村上世史子
樋口瑞穂	北里志津子	中島美由紀

議会事務局

局長 佐藤陽一	
工藤直也	河津英子

教育委員会

井野勝昭	係長 杉野雅子	課長補佐 宗像清博
佐藤 国一	課長 佐藤 国一	
給食課長 下城親入	教育長 日野元也	

議 長 室

第 一 会 議 室

町 長 室

ご存じですか？ 民法等の一部改正

特別養子制度を新設し、従来の養子制度の一部を改めることなどを内容とする「民法等の一部を改正する法律」が昭和六十二年九月十八日成立し、昭和六十三年一月一日から施行されることになったので、その改正の要点を次のとおり紹介します。

第一、特別養子制度の新設

1、六才未満（六才に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合は八才未満）の子について、実親による監護が著しく困難又は不適当であること。その他特別の事情のある場合に、家庭裁判所が、相当期間（六ヶ月以上）の監護の状況を観察した後、審判により縁組を成立させる。

2、養親となる親は、原則として一方が二十五才以上、片方が二十才以上の夫婦でなければならぬ。

3、申立ては養親となる者が家庭裁判所にするものとし、

実親の同意を要する。

4、縁組の成立により、特別養子は養親夫婦の嫡出子としての地位を取得し、特別養子と実親及び実方血族との親族関係は消滅する。

5、離縁は原則として認められないが、養親による虐待等養子の利益を著しく害する事由があり、実親において相当の監護をすることができるときは、実親等の請求により、家庭裁判所が審判により離縁させることができる。この場合に特別養子の実親及び実方血族との親族関係は、従前に復することになる。

第二、従来の養子制度の改正
1、改正前は夫婦共同縁組を原則としていたが、養子が未成年者である場合を除き、配偶者の同意を得たうえで、夫婦の一方が単独で縁組することができるとなる。

2、十五才未満の子の縁組において、親権者でない父母の一方が監護者とされているときは、その同意を得なければならぬものとなる。

3、縁組後も引き続き称することができ。

第三、子の氏

1、改正前は、子が父母と氏を異にする場合に父母の氏を称するには家庭裁判所の許可を必要としていたが、父母が氏を改めたことにより父母と氏が異なることになった子が父母の氏を称しようとする場合、父母の婚姻中に限り、家庭裁判所の許可は必要としな

2、準正嫡出子の氏は、準正によつて当然には変らないものとされ、父母の氏を称するには、入籍届によるこの取扱になる。

国民年金の保険料は納めましたか？

あなた、国民年金の保険料を納めていますか。国民年金は、二十歳以上六十歳未満のすべての国民が、共通の基礎年金制度に加入し、加入者全員で基礎年金の給付に必要な費用を負担することとしています。ですから保険料を納めないとい、将来、本人が年金を受けられないばかりか、同時に他の人に大きな迷惑をかけることにもなります。国民

年金は、みんなで支える制度です。一人ひとりが保険料の納めもれがないように注意しましょう。

国民年金の保険料は所得額から控除されます！！

所得額から

国民年金の保険料は、年末調整の際、社会保険料控除として所得控除の対象となります。控除の対象となるのは、昭和六十二年一月から十二月までの一年間に納めた次の保険料です。

○定額保険料

一月～三月 二一、三〇〇円

四月～十二月 六六、六〇〇円

合計 八七、九〇〇円

○付加保険料

一月～十二月 四、八〇〇円

○定額十付加保険料

合計 九二、七〇〇円

年末調整あるいは確定申告の際、この一年間に納めた保険料を確認のうえ忘れずに控除の手続きをしてください。また、納めた保険料がわからない人は、役場町民課、国民年金係までお問い合わせください。

国民年金の老齢年金の支払いが年六回になります

旧国民年金の老齢年金の支払期月は、これまで年四回（三月・六月・九月・十一月）となっていました。昭和六十三年二月から、二月・四月・六月・八月・十月・十二月の年六回に変更されます。したがって、支払われる年金額は、これまで三ヶ月分だったものが、今後は二ヶ月分づつになります。

南小国町駅伝大会

今月、二十八日(日)市原小学校前スタートにて、各地区代表選手による健脚が競われます。沿道での町民の皆さんのご声援をお願いします。

◆期日：昭和六十三年

◆時間：午前十時スタート

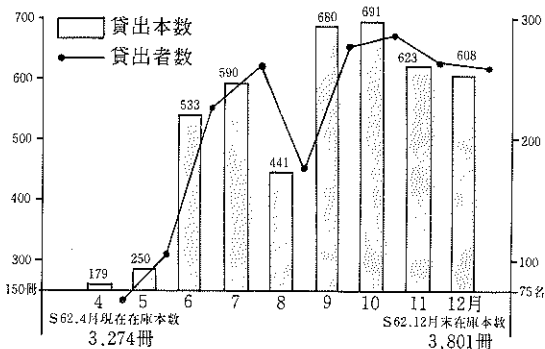
◆コース：冬場のスポーツ「駅伝」。

十三区間十九・四kmでの地区対抗大会。現在、各チームごとで練習に励んでいることと想います。練習の成果が十分発揮できるよう、頑張ってください。

図書館だより

昨年四月から、中央公民館内にオープンしました南小国町図書館も、皆様のおかげで内容充実、貸出数増に努めることが出来ております。(グラフ参照)

今後、大いにご利用いただきますようお知らせ致しますと共に、下記の方々より本・図書券等ご寄附いただきました。紙面をお借りしてお礼申し上げます。



①本の寄贈

高村 順子 下町
北里 典子 荒倉
斎藤 マツ子

②図書券の寄贈

室原 博 本町
橋本 一治 赤馬場

③その他寄贈

室原 博 本町
(敬称略)

新成人 おめでとう

一月三日午後一時から、町自然休養村管理センターにおいて新成人者七十三名のうち出席者六十四名、来賓多数の方のご臨席のもと、昭和六十三年南小国町成人式が挙行されました。

橋本町長より贈のことばとして「天の時・地の利・人の

和」、北里県議会議員、鞭馬町議会議員、永里小国警察署長の各氏から来賓者を代表して祝が述べられました。

新成人者も各自一分程度の自己紹介を行ない、新成人者を代表して、黒岩京子さんが「成人となった今、これから私達の手で社会に対し如何に貢献すべきかを自覚し、自身自身の意識の中にある人間らしさ、魂の呼びかけをいつも自分に問うことを忘れずに、大きく意義のある人生を送っていきたいと思います。」と謝辞があり、終わりに新成人者の門出を祝し、万才三唱を行ない式典を閉じました。

尚、町・町選挙管理委員会農協・森林組合より新成人者に記念品が贈られましたが、市原在住の郷土史研究家である、佐藤 弘氏からも同氏執筆の「小国郷の史蹟・文化財」の著書の贈呈がありました。また、町青年団員総出によりハッピー姿もりりしく、婦人会幹部のみなさんの応援を受け紅白祝餅つきがあり、新成人一人一人に贈られました。

南小国町

奨学資金貸与のお知らせ

お知らせ

本町では、将来郷土愛に燃え、地域社会の発展と福祉に貢献するよう有能な人材を育成することを目的として優秀な生徒で、経済的理由により、修学困難な人に有英資金を貸与しています。

貸与期間は、奨学金の交付を開始した時から在学する学校の正規の修業期間とし、各種高等学校及び高等専門学校(三年間)月七、〇〇〇円以下各種大学及び高等専門学校では(残りの期間)月八、〇〇〇円以下が貸与されます。

希望される方は、在籍学校長の推薦を受け、連帯保証人(二名)が連署して教育委員会に願ひ出てください。

募集期間は三月十五日から三月三十一日までです。応募用紙は教育委員会にあります。その他、詳細については教育委員会までお問い合わせ下さい。

群れ雀降りわずるうて二度三度 河津 春兆
初明り山浮びいて人浮かぶ 河津 青山

暖冬の村のハウスの一団地 杉 千代志

添へ書きし励ましくれし賀状かな 杉 艸子

正月を忌籠り九日十日立ち 本田 菁爽

杉山に落ちこむ冬日牛手入 川津佳津美

一年の孫の成長属蘇をくむ 佐藤 淡竹

大枯野大風といふ日もありて 石橋 郷水

白鷺の冬田に舞いて村静か 日隈湯風呂

念入りに研ぐ鉈二丁山始 里 真佐秋

ふる里の山を仰ぎて初湯船 北里 田鶴

寒椿一輪活けて茶の主 佐藤 美枝

節分会佛に叛く鬼拂ふ 鈴木佐千子

外輪に冬陽をのこししむ村 橋本 やち

喪にこもる日めくりのみを掛けかへて 杉野 正依

町民カレンダー

February 63.2

6 土	
7 日	休日在宅医〔鶴田医院〕㊟2056
8 月	
9 火	
10 水	
11 木	建国記念日 休日在宅医〔上野外科医院〕㊟2033
12 金	予防注射〔はしか〕〔管理センター〕(午後1時30分～2時) 婦人検診〔室原医院〕(午後1時～3時)〔赤馬場・矢津田・脇戸〕
13 土	
14 日	休日在宅医〔上野医院〕㊟0407
15 月	
16 火	
17 水	
18 木	予防注射〔はしか〕(午後1時30分～2時)〔管理センター〕
19 金	婦人検診〔室原医院〕
20 土	(午後1時～3時)〔馬場・杉田・鬼山・滝ノ口〕
21 日	休日在宅医〔室原医院〕㊟0010
22 月	
23 火	乳児相談〔生後6ヶ月～7ヶ月〕 〔管理センター〕(午前9時30分～正午) 母親学級〔管理センター〕(午後1時30分～4時)
24 水	法律相談〔午後1時30分～3時30分〕 健康相談〔瓜上公民館〕(午前9時～11時)
25 木	
26 金	婦人検診〔室原医院〕
27 土	(午後1時～3時)〔新町・市原〕
28 日	休日在宅医〔武石医院〕㊟2463 南小国町駅伝大会(午前10時 市小スタート)
29 月	国民健康保険税第9期分納期限日
3月1 火	健康相談〔湯田公民館〕(午前9時～11時) 〔上中原公民館〕(午後1時～3時)
2 水	
3 木	所得税確定申告〔管理センター〕 (午前9時～午後4時)
4 金	年金相談日(午前10時～午後3時) 〔小国町開発センター〕
5 土	追加 婦人検診 〔室原医院〕 (午後1時～3時)
6 日	

ありがとう
ございました

一月三日に新らしく成人と
なられました皆さんから、成
人となられた記念として、南
小国町社会福祉協議会に多額
のご寄附をいただきました。
有意義に使用したいと思い
ます。紙面をお借りして厚く
お礼申し上げます。



ご寄附のお礼

故人の香典返しとして、次
の方から、南小国町社会福祉
協議会に多額のご寄附をいた
だきました。
ここに謹んで厚くお礼申し
上げます。

南小国町社会福祉協議会

立岩 宇都宮春喜様
馬場 宮崎ムツ子様
志津 日野 明文様

♡結婚おめでとう

山 佐 安 山
口 藤 永 崎
江 和 喜 直
美 弘 代 幸
福岡 中 長 竹
県 杉 陽 ノ
3 村 熊



1 6	12 23	12 22	12 22	12 15	11 28	出生 目録
鎗水	河津	穴井	森山	杉安	村上	出生 者
百衣	友恵	悠斗	慎也	彩	裕	保護 者
國男	博文	博文	英治	己年	文秋	住所
荒倉中	荒倉中	竹ノ熊	養護住宅	田ノ原	陣内	



1 12	12 24	12 20	12 12	死 目録
木村國義(33)	日野チヤウ(90)	本田茂作(85)	宮崎久(68)	死亡 者
富士子	ヒサ子	吉範	ハツ子	喪主
中杉田1	志津上	坂ノ下	馬場上	住所

おめでとうございます
おくやみ申し上げます